3　法第四十七条第三項において準用する法第十五条の二第四項の規定による通知は、別記様式第十号の二によりしなければならない。	（新設）
（報告） **第二十七条**　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあつては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあつては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。	（報告） **第二十七条**　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第六条第四項の規定による報告は、遅滞なく、指定種苗を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、報告を命じた場合にあつては第二号に掲げる事項を、書類の提出を命じた場合にあつては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
二・三　（略）	二・三　（略）

別表第三を次のように改める。

別表第三の一（第十一条の三関係）

農林水産植物の種類	金額
観賞樹、果樹、林木その他の木本	九万三千円に、栽培試験に要する最も長い年数として別表第三の二の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる年数を乗じて得た額
きのこ	四十二万四千円
上記以外の種類	九万三千円

別表第三の一の次に次の二表を加える。

別表第三の二（第十一条の三関係）

区分	年数
カエデ、マタタビ、バンレイシ、パパイヤ、クリ、オレンジ類、香酸カンキツ類、ブンタン類、その他カンキツ類、ウンシュウミカン、ハンカチノキ、カキノキ、ビワ、イチジク、キンカン、クルミ、アセロラ、リンゴ、マンゴー、オリーブ、コノテガシワ、カラタチ、サクラ、スモモ（ニホンスモモを除く。）、アンズ、オウトウ（甘果）、ウメ、モモ及びネクタリン、ニホンスモモ、ユスラウメ、カリン、セイヨウナシ、ニホンナシ、ナンキンハゼ、エゴノキ、ブドウ	五年
パインアップル、ヒロケレウス　ウンダツス（ドラゴンフルーツ）、クロミノウグイスカグラ（ハスカップ）、クワ、ムサ　アクミナタ、パッションフルーツ、キイチゴ類（ラズベリーを除く。）、ラズベリー、マツブサ、ブルーベリー（シャシャンボを除く。）	四年
茶、観賞樹に属する区分（カエデ、フジウツギ、ハンカチノキ、デロスペルマ、ポインセチア、ヘーベ、ランタナ、チリソケイ、コノテガシワ、サクラ、バラ、ナンキンハゼ、エゴノキを除く。）	三年
上記以外の区分	一年

別表第三の三（第十一条の三関係）

農林水産植物の区分	特別な調査を要する重要な形質	金額
トリカブト	アルカロイド含有率	十三万五千円
	乾物率	一万七千円
タマネギ	分球の強弱（シャロット品種に限る。）	五万円
	球のキログラム当たりの成長点の数	一万四千円
	球の乾物率	一万七千円
	貯蔵中のほう芽期	六万七千円
	雄性不稔性	五万円
ニンニク	ほう芽期	一万四千円
コンニャク	荒粉歩留り	一万七千円
	精粉歩留り	八千五百円
	精粉組成	八千五百円
	精粉粘度	八千五百円
パインアップル	果汁の多少	一万二千円
落花生	オレイン酸含有量	十六万円
マーガレット	開花期（夏植）	九万三千円
アルテミシア	サントニン含量	十三万五千円
オオバナオケラ	精油含量	一万七千円
	乾物率	一万四千円
エンバク	まき性	五万円
	冠さび病抵抗性	二十二万五千円
テンサイ	根中糖分含有率	八千五百円
	糖量	八千五百円
	ナトリウム含有量	二万二千円
	カリウム含有量	二万二千円
	可溶性窒素含有量	四万八千円